

○浅麓環境施設組合期末手当及び勤勉手当支給に関する規則

昭和41年4月1日

規則第10号

改正 昭和57年10月1日規則第1号

期末手当及び勤勉手当支給に関する規則については、小諸市における期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（昭和39年小諸市規則第6号）を準用する。この場合において規則中「市長」とあるを「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。